紀の川市事業用地等登録制度実施要綱

令和元年７月３日

告示第１５号

（目的）

第１条　この告示は、工場又は倉庫の用に供するため売却又は賃貸を予定している市内の土地又は建物（以下「事業用地等」という。）の情報を登録することにより、市内に立地を希望する事業者及び事業規模の拡大を希望する既存事業者へ当該情報を提供し、本市の経済の活性化及び雇用促進並びに遊休資源の利活用に寄与することを目的とする。

（登録の要件）

第２条　登録することができる事業用地等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）都市計画法（昭和４３年法律第１００号）、建築基準法（昭和２５年法

律第２０１号）、消防法（昭和２３年法律第１８６号）その他の法令に抵触していないこと。

（２）土地にあっては面積がおおむね２，０００平方メートル以上であり、かつ、幅員４メートル以上の国道、県道又は市道に接続していること。

（３）建物にあっては１棟の延床面積がおおむね５００平方メートル以上

であり、かつ、当該建物が立地している敷地が幅員４メートル以上の国道、県道又は市道に接続していること。

（４）抵当権その他所有権以外の権利が設定されていないこと。

（５）土地の境界が明確であり、所有権の帰属について争いがないこと。

（６）競売に付されている物件でないこと。

（７）産業廃棄物等が埋設されていないこと。

（８）農地でないこと。

２　事業用地等を登録することができる者は、次の各号のいずれにも該当する

ものとする。

（１）事業用地等の所有者である者

（２）事業用地等の所有者が異なるとき、又は共有名義のときは全ての所有者

の同意を得た者

（３）事業用地等に関して宅地建物取引業者等に仲介等を依頼しているとき

は、当該宅地建物取引業者等の同意を得た者

（４）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法

律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当せず、かつ、その役員（同法第９条第２１号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）が暴力団員と密接な関係を有していない者

（５）市税を滞納していない者

（登録の申請）

第３条　事業用地等を登録しようとする者（以下「申請者」という。）は紀の

川市事業用地等登録（変更）申請書（様式第１号）及び確認書（様式第２号）に次に掲げる書類を添えて、申請するものとする。

（１）登記簿謄本の写し

（２）公図の写し

（３）位置図

（４）現況写真

（５）その他、市長が必要と認めた書類

（実地調査）

第４条　市長は、事業用地等について、実地調査をすることができるものとす

る。

（審査）

第５条　市長は、第３条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、登録台帳（様式第３号）に登録するとともに、事業用地等登録通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとし、不適当と認めた場合は事業用地等未登録通知書（様式第５号）により申請者に通知するものとする。

（登録の有効期間）

第６条　登録の有効期間は、登録日から２年度とし、登録の継続を妨げないものとする。ただし、初年度の登録は属する年度の末までとする。

（情報提供）

第７条　市長は、登録台帳に記載された情報（以下「登録情報」という。）の閲覧を、インターネットその他適当と認める方法により行うものとする。

（登録の変更又は抹消）

第８条　事業用地等の登録を受けた者（以下「登録者」という。）は登録情報に変更又は抹消すべき事由が生じたときは、紀の川市事業用地等登録（変更）申請書及び確認書を市長に提出しなければならない。

２　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を取り消すことができる。

（１）第２条に規定する登録の要件を欠くに至ったとき。

（２）偽りその他不正な手段により登録を受けたとき。

（３）この告示に違反したとき。

（申出の手続）

第９条　登録台帳に登録された事業用地等の購入又は賃貸を希望する者（以下「申出者」という。）は、事業用地等交渉申出書（様式第６号）に必要書類を添えて、市を経由し登録者に申し出るものとする。ただし、申出者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その申出を市は受理しないものとする。

（１）産業廃棄物又はゴミの投棄に供する場合

（２）反社会的な組織活動をする場合

（３）宗教法人である場合

（４）住宅等の用に供する場合

（５）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第

１２２号）第２条に規定する風俗営業を営む場合

（６）暴力団若しくは暴力団員に該当する場合又はその役員が暴力団員と密接

　 な関係を有している場合

（交渉意思の確認等）

第１０条　前条により申出を受けた登録者は、自己の責任において交渉意思を

示さなければならない。

２　市長は、登録者及び申出者が行う全ての協議、交渉及び契約について関与

せず、一切の責任を負わないものとする。

（その他）

第１１条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この告示は、令和元年１０月１日から施行する。